

令和7年11月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ネ)第2932号 損害賠償請求控訴事件(原審・水戸地方裁判所令和3年(ワ)第522号)

口頭弁論終結日 令和7年9月16日

判 決

水戸市笠原町978番6

控 訴 人

同代表者茨城県公営企業管理者企業局長

同訴訟代理人弁護士

同 指 定 代 理 人

茨 城 県

稲 見 真 二

植 崎 明 夫

田 中 道 夫

阿久津 正 晴

鈴木 木 翔 太

波 谷 憲 一

深 谷 真 弘

高 須 正 人

横 田 定 家

角 張 順 一

大 津 賢 一

東京都足立区中央本町一丁目2番11号

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

本町化学工業株式会社

(以下「被控訴人本町化学」という。)

小 田 利 明

高 橋 善 樹

堀 越 友 香

土 肥 衆

木 村 俊 太 郎

森 山 雄 平
木 村 瑠 志

岡山県倉敷市酒津1621番地

被 控 訴 人 株 式 会 社 ク ラ レ

(以下「被控訴人クラレ」といい、被控訴人本町化学と併せて「被控訴人ら」という。)

同代表者代表取締役 川 原 仁

同訴訟代理人弁護士 内 田 清 人

中 村 竜 一

澤 田 孝 悠

小 原 啓

村 松 裕 介

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、120万4520円及びこれに対する平成29年2月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。）

- 1 本件は、地方公共団体である控訴人が、被控訴人らに対し、控訴人が県内の水海道浄水場で使用する活性炭の再生調査業務について、平成28年度に実施した一般競争入札（本件入札）において、被控訴人らを含む16の事業者が、事前に再生調査業務の供給予定者及び入札価格を調整する談合行為をしたことにより、控訴人は、かかる談合行為がなければ形成されたとであろう落札価格と、現実の落札価格との差額分につき損害を被ったなどと主張して、共同不法行為に基づき、

損害金合計120万4520円（損害金元本109万4520円、弁護士費用11万円）及びこれに対する不法行為の日より後の日である平成29年2月10日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。）所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原審が、仮に被控訴人らが本件入札について調整行為を行っていたとしても、控訴人の公正な競争の下に形成された低廉な価格によって契約を締結する利益が侵害されたとは認めるに足りず、被控訴人らが本件入札について不法行為責任を負うとは認められないとして控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

- 2 前提事実及び争点は、次のとおり補正し、後記第3の2のとおり当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1、2、別紙業者一覧、契約一覧及び原告主張損害額原本（同2頁22行目から同9頁21行目まで及び同14頁から同16頁まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、「原告」を「控訴人」に、「被告」を「被控訴人」に、「別紙」を「原判決別紙」にそれぞれ読み替える。以下同じ。）。

（原判決の補正）

- (1) 原判決3頁18行目及び同頁19行目の「代理店」をいずれも「販売代理店」に改める。
- (2) 同4頁15行目から16行目にかけての「活性炭を供給できるようにしており、独占禁止法2条6項の規定する不当な取引制限に該当し」を「活性炭を供給できるようにしていたものであり、この行為は、独占禁止法2条6項に規定する不当な取引制限に該当し」に改める。
- (3) 同4頁20行目の「同条第12項」を「令和元年法律第45号による改正前の独占禁止法7条の2第12項」に改める。
- (4) 同5頁8行目の「販売業者」を「販売代理店」に改める。
- (5) 同8頁12行目の「414万1356円」を「上記全浄水場の平均単価（7

万8733円/m³)に本件浄水場の容量(52.6m³)を乗じた414万1356円」に改める。

(6) 同16頁1行目の「原本」を「元本」に改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の請求には理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1、2及び別紙本件入札業者一覧(同9頁23行目から同12頁23行目まで及び同17頁)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- (1) 原判決10頁6行目の「甲17」の次に「、甲18」を加える。
- (2) 同10頁7行目の「被告本町化学の」から同頁8行目の「面談を実施していた。」までを次のとおり改める。

「被控訴人本町化学の営業担当者は、毎年3月に入札が集中する翌年度1年分又は上期分に納入がある物件について、前年11月頃から当年1月又は2月頃までの間に、15社の担当者との面談を実施していた。」

- (3) 同11頁5行目の「ダイネン」を「鹿島商会」に改める。
- (4) 同11頁9行目の「一般競争入札を実施した。」を「本件入札の前年度分の一般競争入札を実施した。」に改める。
- (5) 同11頁20行目の「前年」を「前年度」に、同頁24行目及び同12頁18行目の「同種入札」をいずれも「前年度の同種の入札」にそれぞれ改める。
- (6) 同12頁1行目から2行目にかけての「ダイネンに活性炭の供給希望を聞いていた物件」を「ダイネンに活性炭の供給希望がある旨を聞いていた物件」に改める。
- (7) 同別紙本件入札業者一覧中の「株式会社鹿島商会」の入札価格「649万9800円」を「646万9800円」に改める。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件入札に窓口業者を通じて参加したメーカーの、本件入札における業務とほとんど同じ業務を行う他の浄水場の再生業務の入札における落札額（1 m³当たりの単価）に照らすと、当該各メーカーが落札を目的として本件入札に参加していたならば、筑宝産業の入札価格よりも低い価格で入札していたことは明らかであって、本件入札の落札価格が公正な競争の下に形成された低廉な価格であるとはいえない旨主張する。

しかし、比較対象とされている各浄水場における委託業務は「粒状活性炭再生業務」（甲36から甲40まで）であるのに対し、本件入札の委託業務は「生物活性炭再生調査業務」であって、本件入札は、表面に微生物が付着している活性炭を用いる業務であるという点や、調査業務が含まれている点（甲15の8）で前者の業務と異なることなどからすると、両者の単価を単純に比較することができるとはいえず、本件入札に参加した他のメーカーが落札を目的としていたならば、筑宝産業の入札価格よりも低い価格で入札していたと認めるには足りないといわざるを得ない。

加えて、引用にかかる補正後の原判決にて認定するとおり、前年度の同種の入札における落札価格が1890万円であり、本件入札においても筑宝産業及び鹿島商会以外の入札参加者がいずれも1890万円以上の価格で入札していた一方で、筑宝産業（被控訴人クラレ）が515万4800円、鹿島商会（ダイネン）は646万9800円と、前年度の同種の入札における落札価格及び本件入札における他社の入札価格と比較して明らかに低廉な価格で入札をしていること等からすると、本件入札における被控訴人クラレの窓口業者である筑宝産業の入札価格は、アウトサイダーであるダイネン（及びその窓口業者）が本件入札に参加する可能性があることを前提に、その入札価格に対抗し得るものとして設定された価格であるといえるのであって、両者の入札価格が近接していることも踏まえると、本件入札において、少なくとも両者の間では価格

競争の原理が相当程度働いていたものと認めるのが相当である。

したがって、本件入札において、控訴人の公正な競争の下に形成された低廉な価格によって契約を締結する利益が侵害されたとは認めるに足りず、控訴人の上記主張を採用することはできない。

(2) その他、控訴人が主張する事情は、いずれも当裁判所の判断を左右しない。

3 結論

以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

これは正本である。

令和7年11月27日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官